

横須賀市長  
吉田 雄人 様

2011年11月17日

## 中小業者の存亡の危機を開拓し、中小業者の活性化で地域を元気にするための要望書

横須賀民主商工会  
会長 富塚 昇  
横須賀市根岸町4-34-9  
046-836-0016

日頃から市民生活向上のためのご尽力に敬意を表します。

今般の中小業者をめぐる状況は厳しさを増す一方です。倒産や廃業が後を絶たず、明日の営業と暮らしの展望が全く見えません。

リーマンショックからの立ち直りが図れないまま、震災の影響が深く広がり、さらに円高が追い打ちをかけています。こうした状況に対して一地方自治体が可能な限り出来うる最大の努力を今こそ発揮すべき時ではないでしょうか？

以下要望します。

### （1）中小企業振興条例制定について

中小業者は、市内経済の中心を形成しています。そして地域の活性化とは、中小業者の活性化に他なりません。昨年6月18日、「中小企業憲章」が閣議決定されました。その草案作成に関わった中小企業庁の「中小企業憲章に関する研究会」の委員の方は、「中小企業憲章をそれぞれの自治体で具体化するための「地域振興条例」が車の両輪として重要になると述べています。

全国では、中小業者の営業の発展をはかるために「中小企業振興条例」を定めている自治体が広がっています。神奈川県でも昨年に「中小企業活性化条例」が定められました。本市においても、中小企業の活性化を通じた地域経済の活性化をはかるための中小企業振興条例の必要性は明らかであると思います。

私たちの昨年の要望書に対し、「神奈川県が施行した『中小企業活性化条例』において中小企業振興のための様々な理念、目標を掲げており、本市もそこに包括されると考えられることから、本市において条例化する予定はありません」とのご回答をいただきましたが、神奈川県は横須賀市の地域特性に着目した中小企業振興をすすめるものではないと考えられます。従って、横須賀市が独自に「中小企業振興条例」（仮称）を制定することは、県の「中小企業活性化条例」とは、重複するものではありません。

全国で制定が進んでいる「中小企業振興条例」は、地域経済・地域社会の担い手である中小企業・業者・農業・水産業を地域特性を踏まえて重視した政策をすすめるも

のです。こうした条例の柱となる理念は、「中小企業振興を地域経済振興の中心に据える」ということです。本市においてもそうした理念は、地域の現状や中小業者の実態からも、その必然性は高まっていると思います。そのことは2008年に全市民を対象にした「基本計画策定のための市民アンケート調査」のうち産業政策に関する今後の力点でも、「中小・零細企業への支援を優先する」が32.6%の第3位という結果にも示されていると思います。

また「中小企業振興条例」の制定は、本市の「産業振興ビジョン」とも整合性の取れる施策であると考えられます。

本市において、「中小企業振興条例」の制定をすすめてください。

## (2) 中小業者の仕事おこし・地域経済活性化のために

地域経済の活性化をはかるために、厳しい景況のなかにある中小業者のための施策として考えられるのは、仕事をおこし、雇用の安定で地域内経済循環をすすめることです。

①第3回定例市議会において請願が採択された「リフォーム助成制度」を創設してください。

「リフォーム助成制度」は全国330自治体が実施しています。補助額や対象の工事は様々ですが、その経済効果は、例えば長野県長野市では9倍、同県東御市では8倍以上にもなり、当初予算をオーバーしたために補正予算を組んでいる市もあります。県内でも、2009年度から実施していた葉山町をはじめ、今年度からは相模原市、厚木市、寒川町、湯河原町、三浦市、海老名市が制度をスタートし、それ以外の自治体でも広がっています。

「リフォーム助成制度」は住宅政策だけではなく、市内での経済循環の活性化という経済対策としての効果を大いに発揮できる施策です。地元の建設業者の仕事が増えることにより、他の業種にもその影響が広がり、地域内再投資が推進されるものです。

横須賀市において、市民と業者に使い勝手の良い「リフォーム助成制度」を早急に実施してください。制度の内容も、市内に本店を置くか納税している地元業者への発注に限定し、10万円以上などなるべく低額の工事を対象にすること。エコを観点に、外構工事、造園・緑化工事にも広げること。東京・東久留米市、静岡県・伊東市のように店舗のリフォームに広げることなど、ぜひ幅の広い制度設計をお願いします。

②小規模修繕工事登録制度を創設してください。

小規模修繕工事については地元業者を優先して発注されていることですが、地元の中小企業に公平に仕事を配分するためには「制度」として確立することが必要ではないでしょうか？ぜひ検討して下さい。

③官公需を中小企業に大幅に活用して下さい。横須賀市の官公需の発注割合を地元企業優先を貫き、件数、金額とも大幅に高めることが必要です。国が示した契約目標は、2010年度で56.2%です。今の到達はどうなっているでしょうか教えていただくとともに、官公需発注を地元優先を貫くことを求めます。またそのためにも、分離分割発注

を強化してください。

④公契約にかかる業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保する「公契約条例」を制定してください。

自治体の工事や業務・物品納入が適正な価格での発注でおこなわれてこそ、地域経済の地域内再投資を促進することができます。そうでなければ、公契約が地域経済を疲弊させることになります。ぜひ公契約条例を制定して下さい。

⑤商店街への支援について。横須賀市「商店街応援アクションプラン」では、4つの基本方向での施策が進行していると思われます。その効果はどれだけあがっているのかを教えてください。また、今商店は大型店の影響で売り上げの減少が続き、多くの商店が売り上げの減少と後継者不在で廃業、閉店の歯止めがかかっていません。商店街の衰退は地域の衰退です。そのために、商店の後継者を広く公募し、農業分野ではすでにおこなわれている、後継者のための生活保証制度を創設することを提案します。こうした施策は、大型店の撤退という状況に直面した地域の対策としても有効と思われます。

また、プレミアム商品券を市内の商店への還元を目的としたものとして発行することもぜひ検討して下さい。

中小商店への支援をおこなうには、これ以上の大型店や大手チェーン店の進出の規制を考えざるをえません。大型店の出店そのものを自治体が規制することはできませんが、例えば大阪府吹田市が「環境影響評価条例」により大型店の出店を事実上食い止めてきたことは大いに参考すべきものではないでしょうか。大型店や大手チェーン店の出店は地域内経済再投資を妨げるものです。大型店や大手チェーン店の出店についての規制策を講じてください。同時に商店街応援プランの進行に大型店にも努力してもらうように働きかけることも要望します。

⑥中小企業振興をすすめるためにはきめ細かい支援が求められます。東京都墨田区では、1979年に「中小企業振興基本条例」を制定し、全事業所調査をおこないました。それによって例えば、大手企業の撤退でどの事業所が影響が出るのかを機敏につかみ、すぐその対応策を当該事業所も含めておこなったという事例があります。地域経済の活性化のためには、そうしたきめの細かさが必要です。そのためにも全事業所調査を全庁的な取り組みでおこなうように求めます。

### (3) 納税について

①今売り上げの減少によって、少なくない中小業者が市税を必死の思いで納付しています。「生活費も貯えないのに無理して納税している」、「市役所でとても払えないような納税を迫られた」、「納税相談の約束があるのに、家宅捜索の通知が来た」などの事例が発生しています。こうした中小業者に対しては、滞納していることを持って「悪質」と決めつけずに売り上げ、所得、生活費の状況を懇切丁寧に聞き取り、分納も含めて生活を維持しながら可能な範囲での納税を促すようにしてください。また憲法25条は納税の義務を定めた憲法30条よりも優先します。そのことを確認して下さい。

②市税や税外債権の納付に関して、国税徴収法や国税通則法、地方税法で定められている「納税の猶予」や「換価の猶予」、「延滞税の免除」、「無益な差し押さえの禁止」、「滞納処分の執行停止」など納税者の権利は市民に周知されているでしょうか？それら納税者の権利についての周知の状況を教えてください。また、横須賀市のホームページでもそれら納税者の権利を記載して下さい。また国税徴収法で定められている「納税の猶予」の申請書を窓口に置いてください。

③財政部納税課に、「特別機動班」が設置されましたが、その効果について教えてください。また、家宅捜索の直近の件数についても教えてください。

④差し押さえについて、国税徴収法48条において、超過差し押さえの禁止が定められています。超過差し押さえはおこなわないこと。

⑤生命保険の差し押さえについては、国税徴収法基本通達67-6に基づき慎重に判断すること。

#### (4) 国保について

①国民健康保険は、国保法第1条及び第4条に明記されているとおり、政府がおこなう社会保障制度です。昨年の回答では、「その制度を維持するため、その利益を受ける者にその対価を求める相互扶助共済という保険理論の手法に基づいて運営される」とありましたが、法令その他の公的文書のどこにそうした規定があるのでしょうか？あくまで国民健康保険は「国がおこなう社会保障制度」であり、「相互扶助」ではないことを確認して下さい。

②国保減免制度について、保険料滞納者に積極的に周知して下さい。窓口の対応において滞納者に周知されているとは思えません。

③保険料減免の基準として、所得認定に各種の税金、事業資金、住宅ローンあるいは家賃、公共料金、教育費を算定して下さい。

④資格証の発行は保険料滞納の制裁措置として効果は上がっているのでしょうか？資格証発行についての効果の検証は府内においてどのようになされているのでしょうか？昨年の要望書においてその効果についての回答はありませんでした。資格証発行は、あくまで例外的な措置とし、基本的には発行しないで下さい。

⑤国保の一部負担金減免については、「よくわかる国保」の記載を大きくして積極的に周知して下さい。表現も、「医療費の減免制度」などわかりやすくしてください。

⑥一部負担金減免制度については、入院に限らず通院にも適用して下さい。また3か月の期限もなくして下さい。

⑦国保財政の現状は国の国庫負担削減によるものです。国に対して補助を大幅に増やすように要望して下さい。

⑧国民健康保険料を大幅に引き下げて下さい。

以上